

「やまがた鉄道沿線活性化ポータルサイト制作・運用管理業務」仕様書

1 業務名

やまがた鉄道沿線活性化ポータルサイト制作・運用管理業務

2 目的

県民に鉄道を中心とした、公共交通機関の魅力・利便性を伝えて身近に感じてもらい、鉄道の利用を促進するために、SNS等での発信と連動して県内公共交通・鉄道沿線活性化の総合的な情報をわかりやすく提供するポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）を制作する。

3 制作主体

山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会（事務局：山形県みらい企画創造部総合交通政策課）

4 基本的な考え方

（1）本仕様書について

本仕様書の記載内容をベースとして業務を委託するものであるが、本仕様書には記載されていない、または記載内容とは異なる目的達成のためのより効果的なアイデアについて、進んで提案すること（予算内で実現可能なものに限る）。

（2）コンセプト

- ① 県内鉄道の利用促進のため、SNSでの発信と連動して、山形県内の公共交通機関の魅力・利便性を分かりやすく情報提供する
- ② 鉄道駅周辺イベント情報の紹介、経路検索サイトへのリンクや、駅を起点としたバス情報など、公共交通機関の積極的な利用をサポートする

5 業務の内容

（1）ポータルサイトの制作

- ① 山形県内の公共交通機関の魅力・利便性を分かりやすく伝えるポータルサイトを構築すること。
- ② ページの構成は、別添「やまがた鉄道沿線活性化ポータルサイトの構成案について」を基本とした上で、サイトの利便性や魅力を高めるための見直しや改善の提案を行うことができる。（現在の山形県ウェブサイト上の「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」のページも参照すること。）
URL：<https://www.pref.yamagata.jp/020056/ensenkasseikapj.html>
- ③ サーバー及びドメインは受注者が手配し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要な経費等の必要な情報とともに提案すること。
- ④ コーディング知識・技術がない職員であってもページやコンテンツの追加・削除・更新が随時可能な、一般的に普及しているコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を使用すること。

- ⑤ 別添「やまがた鉄道沿線活性化ポータルサイトの構成案について」のうち、トップページの新着情報、鉄道駅周辺のイベント情報、お役立ち情報・鉄道豆知識、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト紹介など随時更新する情報については、CMSにより鉄利同盟会の職員が直接入力できるように設計すること。また、鉄道駅周辺のイベント情報のページについては、県内各市町村、鉄道事業者等の職員も直接入力できるように設計すること。
- ⑥ サポートブラウザは、サポートする国内外で使用される主要なブラウザを提案すること。
- ⑦ パソコン、スマートフォン、タブレット端末での閲覧を考慮し、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したユーザビリティが高いデザインにすること。
- ⑧ 高齢者や障がい者など、ウェブサイトの利用に何らかの制約がある又は不慣れな人々も含めて、誰もがサイト上の情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して作成すること。（日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針」を参考とすること。）
- ⑨ ポータルサイトは令和7年2月28日（金）までに納品し、納品後速やかに本番運用を開始すること。運用開始日は、発注者と事前協議の上、決定すること。
- ⑩ サイト運用開始前に、職員に対して操作に関するレクチャーを行うこと。

(2) サイト保守管理

- ① 受注者は、発注者からの問合せ対応、システムの監視及び障害受付ができる体制を整えること。
- ② 必要なセキュリティ対策、定期的なデータのバックアップ、OSやソフトウェア等のバージョンアップへの対応を行うこと。
- ③ 障害を検知した場合、受注者は、速やかに発注者に通知するとともに、迅速な障害復旧に努めること。
- ④ 定期的な保守等を行う場合、受注者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その1週間前までに連絡すること。
- ⑤ 公開後の改修においては、業務やサービスに不具合が起こらないよう事前にテストを実施し、発注者の承認を得て反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。
- ⑥ 月1回程度の軽微なコンテンツの修正に対応すること。なお、大規模な修正は、発注者と協議のうえ必要に応じて別途契約することとする。
- ⑦ 一般的なツールを用いて閲覧者に関するアクセス解析を行い、毎月報告すること。
- ⑧ サイト開設後の保守管理に必要なすべての経費について、金額と内訳を提示すること（令和7年3月31日までの経費と翌年度以降の経費をそれぞれ示すこと）。

6 業務期間

(1) ポータルサイトの制作

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(2) サイト保守管理

ポータルサイト運用開始の日から令和7年3月31日（月）まで

7 成果物の納品

サイトの納品に当たり、次の成果品を納入すること。

- ① ウェブサイト設計書（サイトマップ、ワイヤーフレーム、要件の定義等）
- ② コンテンツデータ
- ③ システム仕様書（機器・利用ソフトウェア）
- ④ 操作マニュアル（情報更新作業手順）
- ⑤ テスト仕様書兼報告書（各種テストの実施結果等）
- ⑥ その他発注者が必要と認める書類

8 業務の再委託等

原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、第三者への業務の一部委託を可能とする。

9 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (2) 業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- (3) 本業務にて提供されるシステムの著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術開発やASPによる運用が必要な場合は、受注者に帰属するものとする。
- (4) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用または第三者に提供してはならない。
- (5) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。